議事日程第5号

令和元年7月1日(月)

第1 議案上程(議案第41号から第60号まで) 委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別) 質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議会案上程(議会案第11号及び第12号) 提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三 2番 笹 川 圭 光 3番 畠 山 富 勝 5番 鈴 6番 佐々木 克 広 4番 伊 藤 宗 就 木 元 章 7番 船木正博 8番 佐 藤 巳次郎 9番 小 松 穂 積 11番 中田 敏彦 10番 佐 藤 誠 12番 進 藤 優 子 13番 船 橋 14番 米 谷 勝 15番 三 浦 利 通 金 弘 16番 安 田 健次郎 17番 古 仲 清 尚 18番 吉 田 清 孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 畠 山 隆 之 副 事 務 局 長 岩 谷 一 徳 局 長 補 佐 三 浦 大 作 主 席 主 査 吉 田 平

地方自治法第121条による出席者

市長膏原広二副市長船木道晴

教 育 長 栗 森 貢 崎 総務企画部長 潤 柏 観光文化スホ。一ツ部長 藤 原 誠 教 育 次 長 黒 雪 子 Ħ 企画政策課長 徹 伊 藤 財 政 課 長 佐 藤 静 代 課 志 福 祉 長 小澤田 _ 観 光 課 孝 長 三 浦 農林水産課長 \mathbb{H} 武 誠 会計管理者 菅 原 長 監查事務局長 高 淳 桑 上下水道課長 真 壁 孝 彦 農委事務局長 (農林水産課長併任) 監 査 委 員 鈴 木 誠 市民福祉部長 Щ 信 \mathbb{H} 政 産業建設部長 佐 藤 透 業 局 長 八 端 隆 公 企 務 総 課 長 健 鈴 木 務 税 課 長 原 章 菅 生活環境課長 伊 藤 文 興 男鹿まるごと売込課長 智 湊 志 病院事務局長 村 力 \mathbb{H} 学校教育課長 加 藤 和 彦 太 企業局管理課長 \mathbb{H} 穣 選管事務局長 (総務課長併任)

午後 2時00分 開 議

- ○議長(吉田清孝君) これより本日の会議を開きます。
- ○議長(吉田清孝君) 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第41号から第60号までを一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第1、議案第41号から第60号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求める ことにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。12番進藤優子さん

【12番 進藤優子君 登壇】

○12番(進藤優子君) 総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と 結果をご報告いたします。

はじめに、議案第41号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市地域公共交通網形成計画に掲げる基本方針に基づき、市内運行路線バスの定額運賃及び共通乗車券の実証実験を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、5月28日の議会全員協議会の際には、東北運輸局からの情報により、200円未満の区画に限り、現行どおりの運賃となる可能性がありましたが、全区画で一律200円の料金を適用できることとなる旨、報告いたします。

本案について、第1点として、委員より、実証実験期間の設定で、定額運賃制は8月19日から翌年3月31日まで、共通乗車券は8月19日から11月30日までとなっている根拠と背景、また、予算措置されている補助金の積算について質疑があり、当局から、期間の設定について、定額運賃制については、実証実験をやっていく中で大きな問題がなければ、来年度以降も引き続きこの定額運賃でやっていきたいと考えている。共通乗車券については、定期券よりも安い料金設定となっており、財政に与える影響を見なければならないため、11月30日でいったん終了し、財政への

影響と市民からの反応を見ながら、改めて設定していく考えである。予算に計上されている補助金は、中央交通にかかる減収分を補てんするもので、定額運賃分では、一律200円とした場合の年間減収分見込みは、最大で398万9,000円となる。中央交通の決算が10月から翌年9月までであるため、今年度分は8月、9月分の2カ月分で66万4,000円と算出した。共通乗車券分では、中央交通の運行する男鹿北線の輸送人員から算出して24万円とし、合計で90万4,000円となっております。との答弁がありました。

第2点として、委員より、実証実験の検証をするため、設定した期間のデータを取り、効果測定をする必要があるが、評価をするに当たっての判断基準はどういったことを想定しているのか。また、男鹿市の公共交通にかかる経費は、この定額運賃制に移行した場合、トータルでどのくらい変動が生じるのか。との質疑があり、当局から、市内のバス運行については、男鹿市地域公共交通活性化協議会で協議・決定している。協議会には、バス事業者、地域の代表の方々が入っている。この協議会の中で、実験の効果はバス事業者から、市民の反応は町内会長などから聞いていくことになる。実証実験の継続の判断基準は、現段階では設けていないが、データがそろったところで、この協議会の中で協議していくことになる。定額運賃制が市の財政へ与える影響については、単独運行バスの平均の運賃が1人当たり約181円であるため、大きな影響はないという試算をしている。との答弁がありました。

第3点として、委員より、運賃が200円になり、利用実績がふえて今後便数をふやすとなった場合であっても、市の負担がふえることはないのか。以前、委員会や全協で路線の廃止やバスの廃止の話があったが、病院などへ行くため公共交通への潜在的な要求はあり、利用しやすい環境となり、今後、便数や路線をふやすとなった場合はどういった対応となるのか。との質疑があり、当局から、実験の目的は、わかりやすい運賃体系とすること。市民の利便性を向上させ、利用がふえることを目指していきたいことが大きな目標である。今後の展開は、路線の再編を考えている。来年度以降取りかかっていくが、路線の再編によりさまざまな需要にこたえていきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬額を改定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号男鹿市行政財産使用料徴収条例及び男鹿市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、行政財産の使用料並びに法定外公共用財産の使用料及び収益料の額を引き上げるため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第58号財産の無償譲渡についてであります。

本議案は、市有財産のうち、旧福米沢地区センターの建物207.36平方メートルを福米沢町内会へ無償譲渡するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。1番中田謙三君【1番 中田謙三君 登壇】
- ○1番(中田謙三君) 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過 と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第44号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、児童福祉法に定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、家庭的保育事業等と保育所等との連携及び食事の提供の経過措置などを改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、放課後児童支援員の要件を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号男鹿市斎場条例の一部を改正する条例について、議案第47号 男鹿市公民館使用条例等の一部を改正する条例について及び議案第48号男鹿みなと 市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本3議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、斎場、公民館、市民ふれあいプラザ及び若美コミュニティセンターの使用料並びに男鹿みなと市民病院の使用料及び手数料の額を引き上げるため、各条例の一部を改正するものであります。

本3案について、委員より、消費税及び地方消費税の引上げが中止になった場合の 事務上の手続について質疑があり、当局より、消費税及び地方消費税の引上げが中止 になった場合は、本条例を廃止する条例案を9月定例会に提案し、施行前に廃止とな るものである。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本3案については、異議なく、原案のとおり可決すべきも のと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、産業建設委員長の報告を求めます。7番船木正博君【7番 船木正博君 登壇】
- ○7番(船木正博君) 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過 と結果を報告いたします。

はじめに、議案第49号男鹿市温泉条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、温泉使用料並びに温浴ランドおが、夕陽温泉WAO、インフォメーションセンターわかみ、なまはげ館、若美かんぼの里ステージ村、男鹿総合観光案内所及び男鹿温泉交流会館五風の利用料等の上限額を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、当局より、利用料等の引き上げ後の上限額、施行期日及び利用期間にかかる利用料に関する経過措置の規定について説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号船川港金川多目的広場管理条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、船川港金川多目的広場、サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの利用料の額並びに男鹿市複合観光施設の利用料の上限を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、利用料の引上げ後の上限額及び施行期日について説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号男鹿市民文化会館使用条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、男鹿市民文化会館の使用料並びに若美中央公園、若美球場及び男鹿市B&G海洋センターの利用料並びに若美ふるさと資料館の観覧料の額を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、利用料等の引上げ後の額及び施行期日について説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第でありま

す。

次に、議案第52号男鹿市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策に要する経費に充てるため、男鹿市森林環境譲与税基金を設置するものであります。

本案について、当局より、譲与を受ける森林環境譲与税を、今後、森林整備に関する施策並びに森林整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林整備の促進に関する施策に要する経費に充てるため、男鹿市森林環境譲与税基金を設置するものであるとの説明がありました。

これに対し、委員より、基金の使途計画について質疑があり、当局から、森林所有 者への森林管理意向調査が先決であり、調査結果を踏まえ、整備促進に有効活用して いきたいと考えている。との答弁がありました。

さらに、委員より、基金は積み増ししていくものなのかとの質疑があり、当局から、今年度の積立金は919万円の予定である。今後3年ごとに増額となる見込みであり、適正な森林整備に資するため、積み増ししていくものである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

次に、議案第53号男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習 館条例及び男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝承館の使用料並びに漁港施設の占用料及び土砂土石採取料の額を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、使用料等の引上げ後の額、施行期日及び施行日前の使用料等に関する経過措置の規定について説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号男鹿市都市公園条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、都市公園の使用料、占用料及び優良公園施設の利用料並びに道路占用料並びに準用河川の流水占用料、土地占用料及び土石採取料の額を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、使用料等の引上げ後の額、施行期日及び施行日前に関する経過措置の規定について説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号男鹿市下水道条例等の一部を改正する条例について、議案第56号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び議案第57号男鹿市ガス供給条例等の一部を改正する条例についてであります。

本3件は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、公共下水道、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の使用料の額を引き上げるため、関係条例の一部を改正し、水道料金、メーター使用料及び水道加入金の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。また、ガス料金の額を引き上げるほか、条文を整理するため関係条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。 2 番笹川圭光君 【 2 番 笹川圭光君 登壇】
- 〇2番(笹川圭光君) 予算特別委員会に付託されました議案第59号令和元年度男鹿市一般会計補正予算(第2号)及び議案第60号令和元年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る20日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いま した。 この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

第1点として、男鹿駅周辺整備事業について。

1つとして、基本設計業務と実施設計業務予算を合わせて計上した考えについて。

2つとして、JR所有地と市有地の交換の必要性及び交換に至る経緯について。

3つとして、購入予定土地にかかる価格交渉の状況について。

4つとして、購入予定土地内の支障物の移転、購入、移転補償にかかる考え及び J R との交渉状況について。

5つとして、今定例会への予算計上等、事務手続が適正であるのかなどについて質 疑がありました。

第2点として、定額運賃制度の実証実験と合わせた路線バス環境システムの導入 等、バス路線再編にかかる考え方について。

第3点として、国民健康保険税にかかる県の国民健康税事業費納付金の算定にかかる必要保険税総額と、男鹿市の国民健康保険特別会計にかかる保険税額について。

第4点として、国民健康保険特別会計にかかる基金残高が約3億5,400万円ある中で、国保税率を据え置く考えについて。

第5点として、プレミアム付商品券事業にかかる対象世帯数、発行額面、分割等の 購入手法及び購入箇所並びに対象者が購入しやすく使用しやすい形の配慮について。

第6点として、家庭系ごみ有料化に伴い、市民に負担を求めることとなる処理手数 料の軽減等の見直しにかかる考えについて。

第7点として、森林経営管理意向調査にかかる財源及び具体的手法並びに森林環境 譲与税基金を活用した事業展開について。

第8点として、農・漁業従事者の高齢化、担い手不足が進行する状況において、産業振興及び後継者等担い手の確保・育成にかかる施策の充実について。

第9点として、訪日クルーズ船寄港にかかる外港クルーズ船社及びチャータラーへ の寄港誘致、オプショナルツアー提案等の取り組みについて。

第10点として、株式会社おが地域振興公社が管理する、なまはげ館、温浴ランド 等の経営状況の認識及び新たに民間経験のある人材を社長として招聘した考え並びに 指定管理制度にかかる市の考え、管理者とのかかわり方についてなどの質疑に対し、 当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各 分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第59号及び第60号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

- ○議長(吉田清孝君) これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番佐藤誠君
- ○10番(佐藤誠君) 総務委員長に一言だけお伺いします。

先ほどの報告で、バス料金を200円以下の場合の今の区間の件について、報告という形でございましたが、その内容がわかったのは、委員会中にわかったんでしょうか。ということをまず一つ聞きたいと思います。

○議長(吉田清孝君) 総務委員長

【12番 進藤優子君 登壇】

- ○12番(進藤優子君) 一律200円、あっ、200円未満の区間が、もしかしたら そのっていう部分の話は、全協でもお話であったかと思いますが、今回のその委員会 の中で、そういうふうな方向になりましたっていうことでご報告をいただきました。
- ○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。10番
- ○10番(佐藤誠君) そうすれば、もう一つだけ。

委員会の中でそれがわかったということであれば、例えば、今、男鹿市のバス路線の中では、例えば安全寺線とか入道崎線とかっていうのは、ほとんど100円で乗ってる、全部100円というところもありますし、もちろん現在100円以下のとこ、170円とかいろいろありますけども、そういう区間も合わせて、委員会の中で、じゃあそれも200円にしていくんだという方向性の話に対して、何か議論があったものかどうか伺いたいと思います。

○議長(吉田清孝君) 総務委員長

【12番 進藤優子君 登壇】

- ○12番(進藤優子君) その部分に対しての質疑はございませんでした。
- ○議長(吉田清孝君) さらに質疑ありませんか。
- ○10番(佐藤誠君) 終わります。
- ○議長(吉田清孝君) 1 0 番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより、議案第41号から第60号までを一括して採決いたします。本20件に対する委員長の報告は、可決であります。本20件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号から第60号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第11号及び第12号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括 して議題とすることに決しました。

日程第2 議会案第11号及び第12号を一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議会案第11号地方財政の充実・強化を求める意見 書及び第12号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見 書を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提 案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由 の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第11号及び第12号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第11号及び第12号 は、原案のとおり可決されました。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「(地方の) 一般財源総額について2018年度地方 財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度 の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円(前年比+1.0%)と なり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を 確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するため には、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を 的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざ すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

以上をふまえ、下記事項につきまして地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する 地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保 を図ること。
- 2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、 生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増す る社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および 地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の 財源確保を確実に図ること。
- 3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4.「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図る こと。
- 6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を 十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることが ないよう対応を図ること。

- 8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

令和元年7月1日 秋田県男鹿市議会 議長吉田清孝

安 倍 晋 三 様 内閣総理大臣 財 務 大 臣 麻生太郎 様 総 務 大 臣 石 田 真 敏 様 経済産業大臣 世耕弘成 様 内閣官房長官 菅 義 偉 様 内閣府特命担当大臣(経済再生担当)

茂 木 敏 充 様

内閣府特命大臣(地方創生担当規制改革担当)

片 山 さつき 様

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中で、外国語教育実施のため授業時数

の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには、教 職員定数改善などの施策が最重要課題です。

また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしく働くために、長時間労働是正が必要です。そのためには、人員増をはかり、教職員一人一人の業務負担を軽減する必要があります。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、義務教育費国庫負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられたままで、自治体財政を圧迫している状況にあります。

こうした観点から、2020年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

- 1. 子どもたちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すること。

令和元年 7 月 1 日 秋田県男鹿市議会 議長吉田清孝

衆議 院議長 大 島 様 理 森 院 忠一 参 議 議長 伊達 様 内閣総理大臣 安倍 正 三 様 文部科学大臣 柴 山 昌 彦 様 麻生 財 務 大 臣 太 郎 様 総 務 大 臣 石 田 真 敏 様

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて6月定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時34分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 三 浦 利 通

議 員 安 田 健次郎